

## 「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

### 付加年金とは

国民年金第1号被保険者の方と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申し出により付加保険料400円を定額の保険料に上乗せして納められます。付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、毎年『200円×付加保険料を納めた月数分』が、老齢基礎年金の年間受給額に上乗せされて受給できます。

### 付加保険料と付加年金の受給額

付加年金の受給額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の24,000円（400円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金の額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金が返ってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は、老齢基礎年金と併せて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）はありません。

付加年金は、老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰り上げ支給または繰り下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

### 付加保険料を納めることができる方

付加保険料を納めることができる方は、次のとおりです。

- ①自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方
- ②60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

※半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方や国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納めることができません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納めることができなくなります。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

### 納付をやめても掛け捨てになりません

付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめることが可能です。その場合でも掛け捨てにはなりません。

付加保険料の手続きと相談先は、住所地を管轄する年金事務所（幌延町は稚内年金事務所）または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ（国民年金窓口）となっています。

なお、納付期限となる翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

### 付加年金が強制適用となる方

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならないことになっています。

農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をも合わせた制度です。

加入については、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。また、国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

### ～稚内年金事務所からのお知らせ～

#### ☆年金相談窓口は原則予約制です☆

先月号の広報誌でもお願いしていますが、稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要となります。待ち時間が長くなったり、相談を受けられないといったトラブルを避けるためにも、稚内年金事務所にご連絡の際には、事前予約をお願いします。予約は当日でも受け付けていますので、よろしくお願いします。

稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は、  
電話番号 **0162-74-1000** で受け付けています。  
自動音声で案内しますので「1」→「2」の順で選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166）・告知端末機：5-8813